

平成 4 年 9 月 3 0 日

昭島市教育委員会

教育長 高 橋 邦 男 殿

昭島市社会教育委員会議

議 長 丸 山 康 雄

昭島市における休日の拡大等に対応した青少年の
学校外活動について (第一次答申)

平成 4 年 6 月 2 6 日付、4 教社社第 8 0 号、昭島市教育委員会より諮問のあった事項に対し、本委員会儀は別紙のとおり第一次答申をいたします。

諮問事項

1. 昭島市における休日の拡大等に対応した青少年の学校外活動について
2. 昭島市における学校週 5 日制に係る学校外活動について

答申（第一次）

はじめに

多くの話題をかもしてきた、学校週5日制が、賛否両論相半ばする中で、ついに去る9月12日その初日を迎えた。

今期社会教育委員会議では、就任当初から平常の議事の合間を利用して、この話題に的を絞って研究協議を続け、任期満了時に何等かの建議でも残せればと考えて今日に至った。

そんな折、本年6月26日、昭島市教育委員会より「昭島市における休日の拡大等に対応した青少年の学校外活動について」（期限：平成5年3月末日）という諮問を受けた。

諮問を受けた以上、当然のことながら、求められた課題に答えるのが本来の役割と考える。しかし、明治以来120年目の教育改革に通じる可能性を秘めた重大な課題であるだけに、軽々に結論を出すべきではないという考えに立って、今期の委員の任期満了に際しては、当委員会議が到達し得た、同問題を巡る基本的な考え方を答申するに止め、ここに以下のように第一次答申をする。

本文

昭和61年の臨教審の第2次答申に端を発した国公立学校の週5日制が、紆余曲折を経て、さまざまな議論を提起しながら、ついに去る9月12日に現実のものとなった。

この学校週5日制をめぐっては、多くの実験校等の経緯もさることながら、学力観、受け皿論など、それが現実となった現在でも、さまざまな危惧と論議を招いていることは関係者周知の通りである。

この新しい月一回土曜日休業制度をめぐって何故に多くの危惧や論議を招くのかといえば、それは、当面は月一回であっても、近い将来それが月二回になり、やがては労働界（公務員）の週休2日制に呼応して、土曜完全休業

に通じる可能性を含むからである。

学制120周年目のチャレンジなどといわれる通り、戦後の一時期を除いて、明治5年の学制発布以来の学校教育の通念に大きな改革をもたらす潜在的要素を秘めているということである。

長期に及んで確立された通念を改めるには、常に大変な努力とそれを正しく受け止めるための理念が必要である。

学校の休業という通念からすれば日曜・祝祭日あり、長期に及ぶ夏休みもあれば冬休みや春休みもある。地方によっては、今日でも農事休業など目的を定めた休業を設けているところもある。

今回の学校5日制導入についても、これまでの各種休業と同じ理念でもっと自然に受け止められないものだろうか。

つまり、基本的に他の各種休業日と同様「子供達を家庭に返す」いわゆる家庭7日、学校5日という考えには立てないものかと言いたいのである。

そもそも、学校5日制の狙いは、学歴偏重社会、管理社会の中で主体性を失い、受験競争に多忙を極める子供達に、少しでも「ゆとり」を与え、極度に希薄化された人間関係や自然体験の不足を解消して、親と子が共に考え、「主体的」行動し、「よりゆたかな心で、うるおいのある創造的な生活態度を」はぐくもうとするものである。

学校5日制の基本的理念をこのように受け止め、ゆとりの本質を改めて問い直すならば、今日までに公表された地方自治体や学習塾を含めた各種企業等の施策は必ずしも好ましいものばかりではなく、受け皿強要的な印象をまぬがれないものが多い。入場料を無料にして施設を開放する施策が多く見られるが、これとても、子供達の主体性を軽視した発想に立つもので、学校5日制の基本的理念にかなうものではないといっても過言ではあるまい。

このような見地に立って昭島市における対応を考える場合、まず、学校5日制をめぐる生じる不都合さや不便さ、さらにはそれに付随して生じる「一切の責任」を学校に持ち込まない基本的姿勢が大切である。つまり、これまで、家庭や地域の責任で遂行されなければならない社会教育的活動が、ともすれば学校に持ち込まれて、それが当然のこととして通念化しているところに問題があるのである。この際、学校5日制を機に、その通念化してい

る「教育の領域」を明確にして、家庭や地域の責任で行う教育は、はっきりと家庭や地域に返すことである。

そのためには、先にも触れた通り、家庭7日、学校5日の基本理念を、子供達には言うまでもなく、地域社会を含めて親世代にも徹底的に周知させることが肝要である。その上で、親子が自らの価値観と主体的発想に基づいて行動のできる世論の啓発が何よりも重要な行政課題であろう。

物理的条件整備は必要性があればいつでもできるが、この精神的条件整備については、初めが肝要で、この機を逃してはこれを通念化することは不可能である。最終的には、学校週5日制にどう対処するかは、各家庭が決めることであるという基本に立つことである。

そういう意味では、急いで非効率的な施策を展開するのではなく、しばらく世論を見極めるための冷却期間を置いて、その上で適切な条件整備に行政手腕を発揮することこそ、昭島市独自の学校5日制への対応に通じるものと考ええる。

そうはいつでも、身障者を持つ家庭、あるいは両親とも不在の家庭など緊急を要するケースもあろう。それについては緊急かつ臨機応変な対応が必要であることはいうまでもない。

要は、土曜休みの子供を「どこに当てはめるか」という考え方をすてて、子供達が自らの生き方を考え、自身の生活と将来を展望できるような能力を育成するには何がベストかを考えることである。

おわりに

以上 答申というよりは概論的で抽象的ではあるが、今期社会教育委員がその任期内にまとめ得た意見をまとめ、それを第一次答申として提出する。社会教育委員10人の意見と受け止め、適切な対応を期待して止まない。

なお、最終答申の期限が平成5年3月末日ということ故、本諮問については次期社会教育委員会議に継続審議を願うべく申し送ることにする。

昭島市社会教育委員

議 長	丸 山 康 雄
副議長	八 島 正
委 員	清 水 俊 光
”	藤 本 皓 司
”	中 嶋 留 吉
”	森 谷 治 男
”	浅 井 浩
”	小 川 仁
”	関 利 樹
”	江 村 良 子

任 期	自 平成2年10月 1日
	至 平成4年 9月30日